

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和4年6月29日

2. 回答を行った年月日

令和4年7月21日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者はITシステムの開発・提供を生業のひとつとしており、小売事業者に対し店舗内情報等を管理するITシステムを提供している。小売事業者の店舗には、多くの場合複数社のITシステムが導入されているが、各ITシステム提供会社が自社システムのみを対象に搬入・設置・保守(搬出・再搬入・再設置含む。)を請け負うビジネスモデルが主流である。そこで照会者は、自社システムだけではなく、他社システムも含めて搬入・設置・保守を一括で管理するライフサイクルマネジメント(以下「LCM」という。)サービスを提供することにより差別化を図り、搬出入における共同輸送サービスを提供する。

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：照会者

サービス利用者：照会者小売事業系顧客

(2) 事業概要

＜LCMサービス：顧客店舗内ITシステムの搬入・設置・保守の一括管理サービス＞

- ① 顧客と照会者にて、照会者が提供するITシステム的设计・構築及びLCMサービスについて契約書を締結する。
- ② 他社が、当該他社のITシステムを照会者が指定する倉庫に納入する。(納入時の輸送はLCMサービスの受託対象外。)
- ③ 顧客と照会者で日時調整し、照会者が自社と他社の各ITシステムを顧客店舗に搬入・設置する。
- ④ 運用中のITシステムにつき、適切な時期に顧客と照会者で日時調整を行い、照会者と他社の保守対象ITシステムを顧客店舗から照会者指定倉庫まで搬出する。
- ⑤ 照会者が、保守対象ITシステムにつき、検品を行う。その結果、
 - a) ①の契約書にて定義した簡易的な修理やクリーニング等の保守作業によりITシステムの再使用が可能と判断された場合は、保守作業を行う。
 - b) ①の契約書にて定義した保守作業以外の修理等が必要と判断された場合は、照会者システムは照会者工場に返送し、他社システムは他社に引取を依頼または他社指定場所に返送する。
- ⑥ ⑤a)の場合、顧客と照会者で日時調整し、照会者が保守作業の完了したITシステムを顧客店舗に再搬入・再設置する。
- ⑦ LCMサービスに関わる対価は、物流費含めて照会者が顧客から收受し、照会者から運送事業者へ物流費を支払う。

＜共同輸送サービス：顧客店舗内ITシステムの搬出入の一括管理サービス＞

- ① 顧客と照会者にてシステム・インテグレーション(以下「SI」という。)サービス及び共同輸送サービスに関わる契約書を締結する。

- ② 他社が、当該他社の I T システムを照会者が使用する倉庫に納入する。(納入時の輸送は共同輸送サービスの受託対象外。)
- ③ 顧客と照会者で日時調整し、照会者が自社と他社の各 I T システムを顧客店舗に搬入する。
- ④ 顧客と照会者で日時調整し、照会者が保守対象 I T システムを顧客店舗から搬出し、倉庫まで輸送する。
- ⑤ 保守対象 I T システムのうち、照会者システムは照会者工場に返送する。他社システムは他社に引き取りを依頼する。
- ⑥ 共同輸送サービスに関わる対価は、物流費含めて照会者が顧客から収受し、照会者から運送事業者へ物流費を支払う。

< 貨物取次サービス：他社の顧客店舗内 I T システムの搬出入に関して運送事業者との間の取次を行うサービス >

- ① 顧客と照会者にて S I サービス及び貨物取次サービスに関わる契約書を、運送事業者と照会者にて貨物取次サービスにおける運送委託に関わる契約書を締結する。
- ② 他社が、当該他社の I T システムを照会者が指定する倉庫に納入する。または、照会者の取次により、運送事業者が他社まで I T システムを引取りに行く。
- ③ 顧客と照会者で日時調整し、照会者の取次により、運送事業者が他社の各 I T システムを顧客店舗に搬入する。
- ④ 顧客と照会者で日時調整し、照会者の取次により、運送事業者が保守対象 I T システムを顧客店舗から搬出し、照会者が指定する倉庫まで輸送する。
- ⑤ 他社が、保守対象 I T システムを照会者が指定する倉庫から引き取る。または、照会者の取次により、運送事業者が他社まで保守対象 I T システムを輸送する。
- ⑥ 上記②～⑤において照会者が取次を行う場合、照会者が顧客に代わり、運送事業者に対する伝票発行や搬出入日時指定等の事務も行う。これらの代行手数料も取次手数料のうちを含む。
- ⑦ S I サービスおよび取次サービスの対価と、照会者が運送事業者から請求された物流費を照会者が顧客から収受し、照会者から運送事業者へ物流費を支払う。
- ⑧ もしくは、S I サービスの対価および照会者が運送事業者から請求された物流費を照会者が顧客から収受し、照会者から運送事業者へ物流費を支払った上で、照会者が運送事業者から取次手数料を収受する。

4. 確認の求めの内容

照会者が提供しようとしている L C M サービス、ならびに共同輸送サービスおよび貨物取次サービスにおける輸送行為またはサービスが、貨物利用運送事業法（平成元年 12 月 19 日法律第 82 号）第 2 条に規定する「貨物利用運送事業」に該当しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件の照会者が提供する「L C M サービス」及び「共同輸送サービス」事業における他人に輸送を委託する行為について、I T システムの搬出入等の一括管理サービスに附属しているものである場合は、他人の需要に応じ利用運送等を行う事業に該当しないことから、貨物利用運送事業法第 2 条に規定する貨物利用運送事業に該当しない。

また、貨物利用運送事業は、荷主に対し運送責任を負う事業であるが、「貨物取次サービス」事業は、照会者が荷主に対し運送責任を負わないことから、貨物利用運送事業法第 2 条に規定する貨物利用運送事業に該当しない。